

第8期 第1回目新津地区公民館運営審議会出席委員名簿

R3.6.23

氏名	所属・役職・職業	区分	出欠
阿部 正機	曹洞宗 観音寺 住職	社会教育関係者	○
板垣 明	新潟市立阿賀小学校 学校長	学校教育関係者	○
大沼 直子	子育て支援グループ 保育ヘルパーマミーズ 会員	家庭教育関係者	○
小原 芳子	新津地区公民館利用サークル	社会教育関係者	○
川瀬 雅司	小須戸地区スポーツ協会 会員	社会教育関係者	×
相馬 真紀子	小須戸コミュニティ協議会 事務局職員	自治会関係者	○
田中 恒夫	新潟市立新津第五中学校 学校長	学校教育関係者	○
皆川 美穂子	新潟市登録保育者	家庭教育関係者	○
渡辺 和典	新関コミュニティ協議会 会長	自治会関係者	○
渡邊 香代子	金津中学校地域教育コーディネーター	社会教育関係者	○

○ ○
議長 副議長

阿部委員 ○
大沼委員 ○
相馬委員 ○
皆川委員 ○
渡辺(和)委員 ○

○ 板垣委員
○ 小原委員
○ 田中委員
○ 渡邊(香)委員

事務局

○ ○ ○ ○
新津地区公民館 新津地区公民館長 小須戸地区公民館長 小須戸地区公民館
小出 大塚 古川 玉井

事務局 職員

○ ○ ○ ○

（運営審議会）

第10条 社会教育法第29条第1項の規定に基づき、次に掲げる公民館に公民館運営審議会を置く。

- （1）新潟市中央公民館
- （2）新潟市豊栄地区公民館
- （3）新潟市中地区公民館
- （4）新潟市亀田地区公民館
- （5）新潟市新津地区公民館
- （6）新潟市白根地区公民館
- （7）新潟市坂井輪地区公民館
- （8）新潟市巻地区公民館

2 公民館運営審議会の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者
- （4）市内に住所を有する者

3 公民館運営審議会は、20名以内の委員をもつて組織する。委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 公民館運営審議会

（公民館運営審議会の議長及び副議長）

第13条 条例第10条第1項に規定する新潟市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に議長及び副議長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、審議会の会務を総理する。

3 副議長は議長を補佐し、議長が欠けたとき、又は議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第14条 審議会の会議は、議長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第15条 審議会において必要があると認めるときは、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に関して必要な事項は、審議会において別に定める。

（庶務）

第16条 審議会の庶務は、条例第10条第1項各号に掲げる公民館において処理する。

公民館体系図

4.3施設
区名

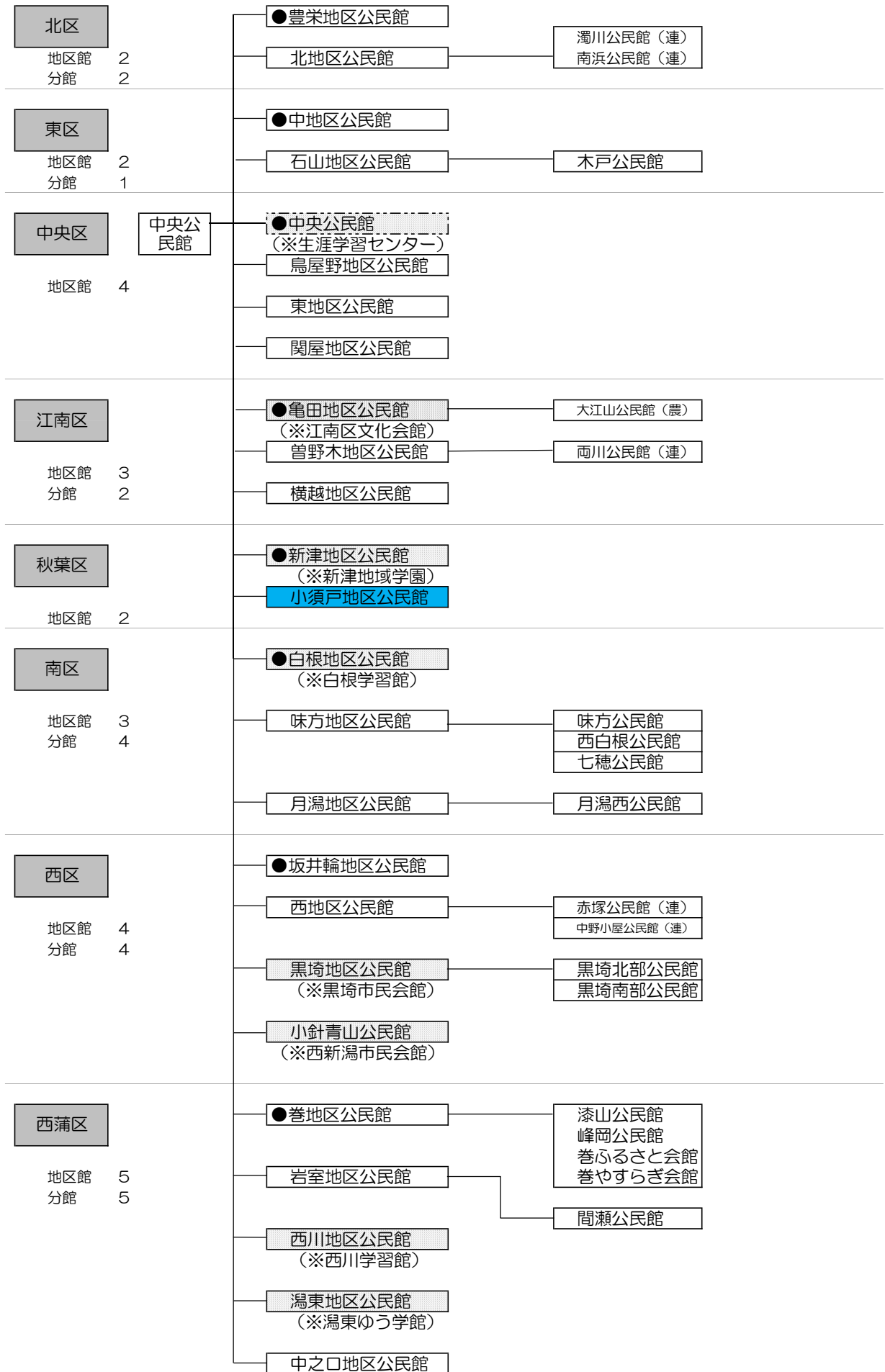
中央館

地区公民館 25

分館 18

備考

●=審議会を設置する公民館(基幹公民館)



※併設館(2枚看板)

利用の手順

利用の登録

公民館を利用しようとする団体は、登録が必要です。なお、登録団体と利用目的の可否については、以下の「新潟市公民館の貸館の可否に関する基準」があります。

利用の予約

インターネット、公民館の窓口、電話（別途利用申請書の提出が必要）で申し込みできます。

(1) 提出書類

①「新潟市公民館利用者登録申請書」

②会員名簿 ③予算書 ④会則

手続きは窓口で行ってください。様式はホームページからダウンロードも可能です。(②～④は任意様式可)

(2) 登録の有効期限

毎年度3月末日です。登録は年度ごとに更新手続きが必要です。

(3) 定期利用団体登録について

(定期利用制度のある公民館のみ)

月2コマを限度とし1年間分を予約し利用できる制度です。定期利用説明会(10月～11月)に参加する必要があります。

申し込み期間

利用者登録をした館	その他の館
3か月前の15日午前9時から 25日の午後5時まで(抽選予約)	予約不可
2か月前の1日午前9時から利用日3日前の 午後5時まで(先着予約)	

※例 8月の抽選予約：5月15日午前9時から
5月25日午後5時まで

8月の先着予約：6月1日午前9時から
利用日3日前の午後5時まで

※次のような場合は、利用を中止または変更していただくことがあります。

- ①市の行事や公民館の主催事業等で利用する場合
- ②公民館の管理上必要とする場合

新潟市公民館の貸館の可否に関する基準

平成20年4月1日制定

平成28年4月1日改正

新潟市の公民館は、社会教育法の規定を遵守し、公民館を適切に市民の利用に供するために、下記の基準を定める。

1 利用対象について

公民館を利用することができる対象は、下記の要件を満たす団体とする。個人での利用はできない。

- (1) 誰でも入会することができる自主的運営団体であり、会員の過半数が新潟市在住または在勤、在学中で、5人以上で構成する団体であること。
- (2) 原則として規約または会則等を有すること。

ただし、公民館利用にふさわしいと公民館長が判断した場合は、この限りでない。

2 利用目的による可否について

公民館の設置目的により下記の利用を目的とする場合は、公民館を利用することはできない。

- (1) もっぱら営利を目的とする場合
- (2) 宗教活動(布教活動等)を目的とする場合
- (3) 政治活動(特定政党や個人への投票の呼びかけ、特定政党への勧誘等)を目的とする場合
- (4) その他公民館の活動として、相応しくない目的であると公民館長が判断した場合。

ただし、企業などの営利団体、宗教団体、政党などの政治団体についても、その利用目的が上記(1)～(4)に該当しない旨確認できた場合は、公民館長が利用を許可することができる。

3 利用可能な時間の範囲について

1団体が1か月に利用できる時間は、公民館が定める利用時間区分(公民館条例別表の適用に関する通則の利用時間区分)の数は16までとする。

新潟市公民館

公民館って？

新潟市が運営する
学ぶ・集まる・交流する
ための施設です。

市内に44館あります。
部屋や印刷機などを
お貸しします。
(利用団体登録をしてください)

家庭教育・まちづくりなど
多くの講座を
開催しています。
(年間約800講座)

運動や音楽、学習会など
サークル活動に
利用できます。
(約4,000団体が
活動しています)



新潟市公民館のシンボルマーク

大人でも子どもでも
一人でも過ごせる
スペースがあります。



新潟市公民館マップ

市内には中央公民館と24の地区公民館(写真)および19の分館があります

日本海



豊栄地区公民館
☎025-387-2014
北區豊栄町1丁目1-11



大地地区公民館
☎025-387-1761
北區和泉1丁目1-1



中地区公民館
(山形市まちづくりセンター)
☎025-250-2910
南區吉川町6-12



志山地区公民館(志山地区センター)
☎025-250-2930
南區志山1丁目1-12



中央公民館・生涯学習センター
(クロスビルに隣接)
☎025-224-2068
中央區御幸通2ノ町2655



魚屋野地区公民館(南地区センター)
☎025-285-2371
中央區和泉1丁目1-1



東地区公民館(東地区組合会館)
☎025-241-4119
中央區富原町1-1



関屋地区公民館
☎025-248-4939
中央區関屋崎町1丁目149-1



馬場地区公民館(江南文化会館)
☎025-382-3703
江南區幸野山2丁目1-14



首狩木地区公民館
☎025-280-4810
江南區大野1丁目1-2



榎越地区公民館
☎025-385-2043
江南區いぶき野1丁目1-2



駒込地区公民館(新津地域センター)
☎0250-22-8666
新津區駒込通1丁目5-5



小湊丹まちづくりセンター
(小湊丹地区公民館)
☎0250-25-5715
新津區小湊丹126-1



白根地区公民館(白根学習館)
☎025-372-5533
南區白根282



片海地区公民館
☎025-373-1200
南區片海11



味大地区公民館
☎025-373-4930 南區味大2676
※事務所は味大出賃所内
☎025-373-4788 南區味大1544

小針青山公民館(南越前市会館)
☎025-239-1079
西區小針1丁目24-1

坂井緑地区公民館
☎025-268-2043
西區坂井上1丁目1-1

巻地区公民館(巻木社会館)
☎0258-72-3329
西區巻中635



黒埼地区公民館(黒埼市会館)
☎025-377-1420
西區黒埼46-1



西地区公民館
☎025-261-0031
西區内野町643



西山地区公民館(西山学習館)
☎0256-88-2334
西區菅原191



湯巻地区公民館(湯巻市庁舎)
☎0256-86-2311
西區北山14



直室地区公民館
☎0256-72-8044
西區直室168



中央口地区公民館
☎025-379-5006
西區中央口118

利用のきまり・注意事項

【公民館・地域学園共通】

- ・施設内は、禁煙です。
- ・ゴミは、お持ち帰りください。
- ・施設利用後は、机、椅子等を整頓し、窓を閉め電灯や冷暖房を消し施錠してください。
- ・利用する部屋の鍵は、原則開始 10 分前にお渡しします。(10 分前以前のお渡しはいたしません。都合により使用したい場合は、ご相談ください。)
- ・利用料金は、原則前納となります。使用する前に必ずお支払ください。
- ・利用時間が、1 時間に満たない場合でも、時間割は行いません。
- ・利用時間にはすべての準備・片付けの時間も含まれます。

【公民館】

- ・物品の販売はできません。
- ・原則、飲食はできません。
- ・公民館利用団体として登録が必要です。

【地域学園】

- ・社会教育団体等として登録した場合、利用料金の減額制度があります(7割減額)
- ・音楽練習室は、以下の5区分でご利用できます。
 - 午前 (午前9時～正午)
 - 午後1 (午後1時～午後3時)
 - 午後2 (午後3時～午後5時)
 - 夜間1 (午後6時～午後8時)
 - 夜間2 (午後8時～午後10時)
- ・営利用の場合、内容により利用料金が2倍または5倍になります。
- ・正午～午後1時、午後5時～6時は、前後の時間延長の場合のみ利用可能で、単独での利用はできません。なお、延長の使用料として300円～800円が加算されます。(お部屋によって異なりますので、お問い合わせください)

アクセスマップ



アクセス方法

＜車＞新津バイパス(国道403号)大鹿交差点から約10分

【駐車場】200台(他施設と併用)※身障者用1

＜JR＞新津駅東口から徒歩約40分

＜バス＞新津駅東口から沢海経由新潟行き、または京ヶ瀬営業所行き
「新津工業高校前」下車 徒歩3分

ホームページ・フェイスブックもチェック!



ホームページ



フェイスブック

お問い合わせ



新津地区公民館

〒956-0816 新潟市秋葉区新津東町2-5-6

TEL 0250-22-9666

FAX 0250-22-9616

E-mail niitsu.co@city.niigata.lg.jp

URL <http://www.city.niigata.lg.jp/>

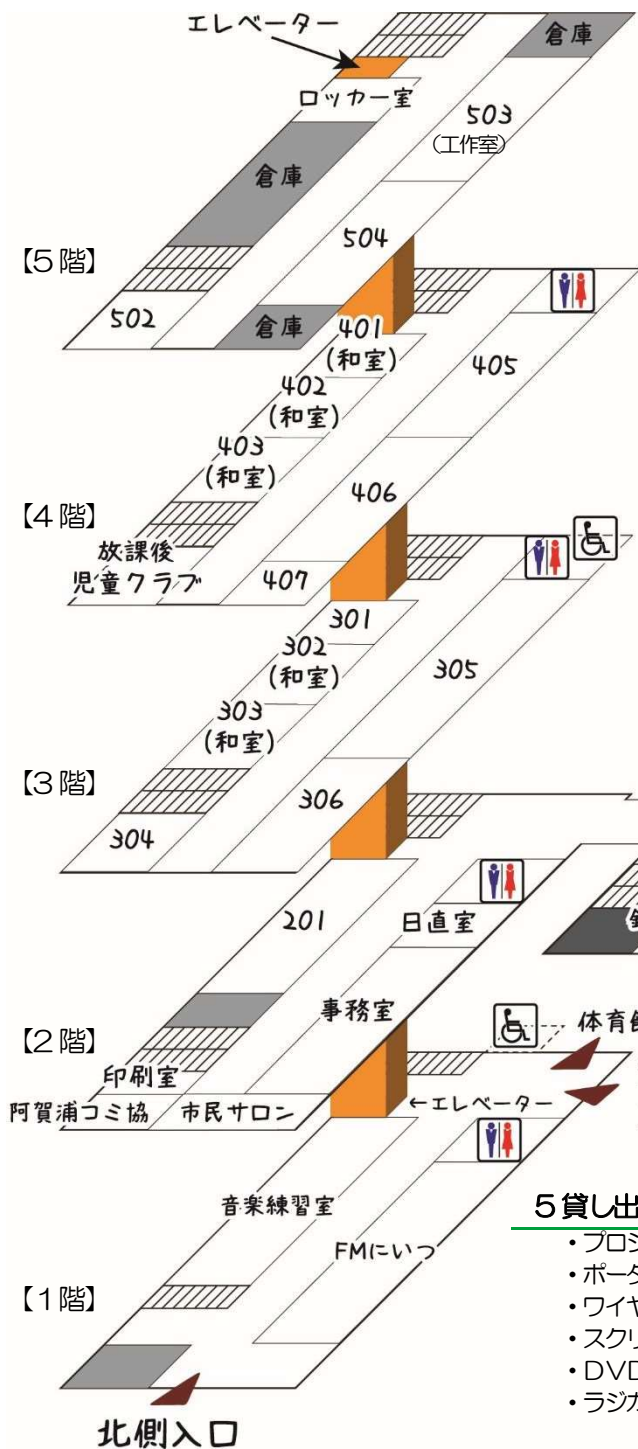


新津地区公民館 (新津地域学園)



施設利用案内

2019年4月



1 施設の内容

1階～3階

室名	定員	設 備
音楽練習室	30人	
201	80人	固定机20、机1、固定椅子80、椅子4、スクリーン、黒板
多目的ホール	—	机4、椅子12 ※フローリング床
301	20人	机9、椅子27、ホワイトボード
302 (和室)	18人	座机8、座布団25
303 (和室)	18人	座机8、座布団25、ホワイトボード
304	42人	机15、椅子45、ホワイトボード
305	90人	机40、椅子100、ホワイトボード、簡易ステージ、マイクセット
306	60人	机20、椅子60、ホワイトボード、マイクセット

4階・5階 (空調設備なし)、陶芸室

室名	定員	設 備
401 (和室)	18人	座机8、座布団24、ホワイトボード
402 (和室)	20人	座机8、座布団30
403 (和室)	20人	座机8、座布団30
405	60人	机20、椅子60
406	60人	机34、椅子60、ホワイトボード
407	20人	机10、椅子20、ホワイトボード
502	36人	机20、椅子50
503 (工作室)	50人	工作台6、丸椅子50
504	60人	机27、椅子60
陶芸室	24人	手ろくろ、電気窯

※陶芸室は別棟です

2 利用時間 9:00～22:00 (土曜・日曜・祝日含みます)

午前	午後	夜間
9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00

※12:00～13:00、17:00～18:00 は前後の時間延長の場合のみ利用可能です (地域学園利用のみ。延長料金が必要です)
※公民館の利用登録がなくとも地域学園としてお部屋を利用できます (営利目的の場合、割増料金となります)

3 利用料金 () 内は地域学園利用料金

単位：円

室名	午前	午後	夜間
201	500(2500)	600(3000)	600(3000)
多目的ホール	700(2500)	900(3000)	900(3000)
301	200(1000)	300(1300)	300(1300)
302 (和室)	200(1000)	200(1300)	200(1300)
303 (和室)	200(1000)	200(1300)	200(1300)
304	400(1500)	500(1800)	500(1800)
305	800(2000)	900(2500)	900(2500)
306	500(1800)	600(2100)	600(2100)
陶芸室 (別棟)	400(1000)	500(1000)	500(1000)

※陶芸室は資料棟 (別棟) の1階です

室名	午前	午後	夜間
401 (和室)	200(1000)	200(1300)	200(1300)
402 (和室)	200(1000)	200(1300)	200(1300)
403 (和室)	200(1000)	200(1300)	200(1300)
405	500(1800)	600(2100)	600(2100)
406	500(1800)	600(2100)	600(2100)
407	300(1000)	300(1300)	300(1300)
502	(1500)	(1800)	(1800)
503 (工作室)	500(1800)	600(2100)	600(2100)
504	500(1800)	600(2100)	600(2100)

4 休館日

- ・年末年始 (12月29日～1月3日)
- ・その他教育委員会が必要と認めた日

5 貸し出し備品

- ・プロジェクター
- ・ポータブルアンプ
- ・ワイヤレスマイク
- ・スクリーン
- ・DVDプレーヤー
- ・ラジカセ など (ご相談ください)

室名	午前	午後		夜間	
		(午後1)	(午後2)	(夜間1)	(夜間2)
音楽練習室	公民館	800		900	
	地域学園	(2000)	(1250)	(1250)	(1250)

研修棟			7月					8月					9月				
			6	12	18	24	31	6	12	18	24	31	6	12	18	24	31
階数	部屋名	項目															
1階	音楽練習室・前室	工事	7				6										
		空調不可		12							19						
		空調可能									20						
	廊下・ホール	工事					2	11									
2階	201研修室	工事	7				6										
		空調不可		12							19						
		空調可能									20						
	阿賀浦コミ協	工事		12			28										
		空調不可															
		空調可能						(既存空調機使用可能)									
	市民サロン	工事		12			4										
		空調不可		12							19						
		空調可能									20						
	事務室	工事				21	25										
		空調不可				20					19						
		空調可能									20						
	廊下・ホール	工事		12			4										
3階	301～306研修室	工事	1			20											
		空調不可	1								19						
		空調可能									20						
	廊下・ホール	工事	1			20											
5階	502会議室	工事				19	21						1	9			
		空調不可				19							9				
		空調可能												10			